

会 議 録

会議の名称	平成27年度第3回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成28年3月28日(水)午後2時30分から午後5時				
開催場所	東村山市役所本庁舎3階庁議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・肥沼和夫職務代理・蜂屋健次委員・伊藤真一委員・さとう直子委員・白石えつ子委員・久野一彦委員・増田勝義委員・久野稔晃委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 野崎まちづくり部長・肥沼まちづくり部次長・炭山みどり公園課長・有山みどり公園課長補佐・並木主任・新井主事</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 現地視察</p> <p>3 挨拶</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 公共の緑の植生管理のガイドライン(案)に対するパブリックコメントの実施状況等について</p> <p>(2) その他</p> <p>5 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどり公園課みどりの係</p> <p>担当者名 有山、並木、新井</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 みどりと公園課長開会</p> <p>2 現地視察</p> <p>3 まちづくり部長挨拶</p> <p>4 議事</p>					

○事務局

それでは、平成27年度第3回東村山市緑化審議会を開会いたします。

初めに、本日の予定をご案内いたします。

本日は、ご案内のとおり、現地視察を行わせていただきます。視察場所につきましては2カ所を予定しております。初めに、久米川駅南口の桜並木の街路樹をご覧いただきます。次に、東村山駅東口にある桜並木の街路樹をご覧いただきます。こちらにつきましては、先の答申の中でも、市内の街路樹として代表的なサクラ、特にソメイヨシノの老齢化と樹勢の衰退について課題として挙げられています。公共の緑の植生管理のガイドライン策定に向け実施した樹木調査におきましては、樹種、樹高、直径、樹木の健康度に加え、植栽の位置図等も作成しておりますが、今回ご視察いただく中には除去が必要とされた危険木についてはございませんでした。しかし、歩道が狭く、狭い植栽空間のなかに植えられているソメイヨシノにつきましては、樹木健康度に問題があるという結果が出ております。樹種の変更等の更新計画につきましては、公共の緑の植生管理のガイドラインの中のアクションプランにお示ししているとおおり、今後の大きな課題ととらえております。本日は、そのような視点も踏まえ、ご視察いただければと思います。

(現地視察)

○事務局

再開いたします。

議事に先立ち、まちづくり部長よりご挨拶させていただきます。

○事務局

本日は、お忙しいなか、久米川駅南口と東村山駅東口の街路樹のサクラをご視察いただき、ありがとうございます。サクラにつきましては、老朽化、老木化しており、一定の対策が必要なわけですが、一方で、本日ご覧いただいたところは、来週、桜まつりが開催され、市民の方たちも愛着を持っていただいている場所でございます。この老木化したサクラについては、ガイドラインの中でも、個別計画を立てて対応していく必要がある旨を書かせていただいておりますけれども、大変デリケートな問題でもありますので、この問題につきましては、審議会の皆様方からのご指導を仰ぎながら進めていかなければならないと思っておりますので、改めてご指導のほど、よろしく願いいたします。

本日の審議会につきましては、先日、ガイドラインの市民意見公募を行わせていただき、多くのご意見をいただきましたので、その内容を説明させていただき、ご指導をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○会長

それでは、初めに、前回の議事録の確認をさせていただきます。

お手元に配付してありますが、こちらについては、事務局に作成していただき、私も目を通させていただきました。私が確認した中では、議事の内容に間違いはないと思いますけれども、何かございましたら、本日の会議が終わるまでにご指摘いただければと思います。

次に、先ほどの現地視察の感想等があればお聞きしたいと思います。元気のいいサクラと老衰したサクラの両方を観察してまいりましたが、いかがでしたでしょうか。

ソメイヨシノは、おおよそ樹齢30年が一番生育のいい時だといわれております。樹齢30年を過ぎると徐々に老衰期に入っていく、これを境に中に空洞ができたり、腐ったりという状況が見られるようになるわけです。ソメイヨシノというサクラは、エドヒガンとオオシマザクラがかけ合わさったもので、種はできても実生ができない種類です。そういうことから、ソメイヨシノに関しては全部つぎ木で増やすので、遺伝情報は同一ということになります。台木にオオシマザクラ、あるいはヤマザクラを使い、それにつぎ木を行い増やしていく手法です。売り出されたのが江戸の末期ですので、二百年弱ですけれども、日本全国どこに行ってもあるような感じがします。

地域によって違ってきますけれど、日本には野生のサクラが9種類あります。そのうち、私たちがよく見ているのは、オオシマザクラ、ヤマザクラ。それからエドヒガンです。よく何とかサクラといって、樹齢が100年、200年、300年といわれるサクラがありますけれども、それらの多くはエドヒガンです。これは、年をとっても咲くサクラということで、ウバザクラともいうわけです。サクラは他の植物よりも浅い部分に根を張るので、地上部を踏みつけると根が傷むことにつながります。それから、嫌地現象があるので、枯れた場所に同じサクラを植えてもダメです。同じ場所に植えるのであれば、土を入れ替える必要があります。

それから、剪定する場合にはいろいろな配慮が必要で、剪定したところの枝や幹の切り口から菌が入りやすいので、コーティングをしなければいけないということは、肝に銘じておかなければなりません。もう一点は、切り方です。ご覧になられて感じられたとは思いますが、画一的に切られている感じがします。やはりそのような切り方はよくありません。一本一本の樹形を見て、どこまで切り詰めてよいかを判断する必要がありますし、切り口のコーティングをしっかり行い、木を保護する必要があります。

実際に現地をご覧になられて、いろいろと感じられたと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

前回に引き続き、今回も現地を拝見しましたがけれども、やはり年数が経つと、根も上がってくるし、幹も痛んでくると。花は咲くけれども、木自体は弱ってくると思いますので、ゆくゆくは何かしらを考えなければならないと思います。やはり、今後は、植える際にしっかりと考えていかなければならないと思います。

○会長

他にございませんか。

○委員

今日、現地を見て、木の間隔が混んで植えられていることがよくわかり、また、枝が横に広がるというのがサクラの特徴ということで、この一本が無ければ・・・というのがありました。そのような木も費用がかかっているの、そのことを考えると、中長期的な計画を立て、常に見直していかなければいけない、木の気持ちになって考えていかなければいけないと、本当に勉強になりました。

○会長

他にございませんか。

○委員

道路計画も予想図のようなものを描くのではないかと思いますけれども、建物で言えば完成予想図に近いもの、10年後、20年後までの予想図が必要なのだと思います。このことをルールづけていただくといいと思います。

○会長

ありがとうございました。各委員のご発言は、的確な素晴らしいご意見だと思います。ぜひそのような形で、今後考えていけたらいいと思います。

それでは、議題1に入ります。公共の緑の植生管理のガイドライン（案）に対するパブリックコメントについて、事務局よりお願いいたします。

○事務局

それでは、お手元に配付しております資料1をご覧ください。

前回の審議会の際に、公共の緑の植生管理のガイドライン（案）についてご説明させていただき、パブリックコメントを行う旨をご報告させていただきました。資料のとおり、2月10日（水）から2月29日（月）までの20日間、各公共施設においてパブリックコメントを実施いたしました。今回は、内容が「みどり」ということで、反響も大きく、6名の方からご意見をいただきましたので、そのご意見をすべて原文のまま記載させていただいております。内容が多岐にわたりますので、主だったものをご説明させていただきます。

このパブリックコメントにつきましては、市のルールといたしまして、いただいたご意見に対し、市の考え方を示して公表することになっております。本日の審議会でご意見をいただいた後、内部の決裁を行い、ホームページで公表してまいりたいと思います。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

いただいたご意見につきましては、ガイドラインの項目に沿って分類分けをさせていただきました。

今回の植生管理のガイドラインについては、市が管理する公共の緑を対象としましたが、私有地の緑、市内の企業、東京都の用地にも波及ができないものかというようなご意見もいくつかありました。しかし、今回は、あくまでも市が管理する公共の緑の植生管理についてということですので、まずは、市が取り組むことが市内の緑へ波及させるための第一歩と考えているということの基本とし、そのように回答案を作成させていただいております。

それから、ガイドラインの中で1点追記する箇所がございます。ご意見の1ページ目、No. 2です。手を付けずに管理という、いわゆる常緑の雑木林の説明のところで、「手を付けずに」の意味が誤解されそうだというご意見をいただきましたので、これにつきましては、市の考え方（案）にお示ししているとおおり、「積極的な伐採や下草刈りを行わず」という補足説明を加えて表記するとさせていただいております。

次に、No. 4ですけれども、野火止用水の護岸の状況についてご意見をいただきました。根回りが洗掘されているということについてのご指摘をいただいております。護岸の状況につきましては、これまでも日常管理の中で継続的に監視を行っており、状況により補修工事等を検討、実施ということで行っております。補修工事につきましては、今回のガイドラインには盛り込むものではありませんので、その状況についてご説明させていただきます。

次に、No. 5では、街路樹の管理に関し、ボランティアでご協力いただいている方から日常的な管理についてご説明いただき、ガイドラインの内容について感想的に書かれています。今回のガイドラインは、植生管理を行うための指針としておりますので、個別具体的なマニュアル的な内容については記載していない旨の説明をさせていただいております。

次に、No. 9をご覧ください。

緑地ごとの課題と対策の中の多摩湖緑地の基本方針のところで、いわゆる、遷移に任せたシラカシを中心とする常緑広葉樹林へ誘導するという記載に対し、コナラ二次林に適応した生物多様性保全のために適切といえるのでしょうかというご意見がありました。こちらにつきましては、多摩湖緑地につきましても、いろいろな構成の中で植生がされており

ます。調査の中でもブロックごとに植生の樹種、地形等に合わせた中で、ゾーン分けをさせていただき、基本方針を記載させていただいておりますので、植生の樹木の調査、現況、地形等から判断し、常緑広葉樹林への誘導は適切であると考えますということで考え方を示させていただいております。

それから、ソメイヨシノのサクラのところであったご意見ですが、先ほどの会長のご説明にもありましたように、30年をピークに成長が下降していくということですが、なかにはもっともっと生き長らえるのではないかというご意見もありましたので、No. 10やそれ以外のところでもご説明させていただいております。

次に、No. 13では、学校のシンボルツリーについてご意見をいただいております、強い思いを寄せていただいております。情操教育の観点からガイドラインへの記述等のご意見でしたけれども、今回のガイドラインについては、お伝えしているとおり、維持管理を中心にまとめたものでありますので、この観点については記載を行わないとさせていただきます。

後段のNo. 28、29については、開発を規制するためのペナルティー条例や植栽を義務付ける条例化といった、さらに先へ進んだご意見もいただきました。しかしながら、今回は、答申を踏まえた新しい取り組みとしてこのガイドラインの策定を進めており、まずは、市が管理する公共の緑への取り組みを示させていただき、市内全体の緑へつなげていく形を目指していくものですので、このようなご意見につきましてはものについては、現段階でも盛り込むことは行わないという考え方を示させていただいております。

このような形で、33のすべてのご意見に考え方（案）という形でお示しさせていただきました。なかには、答申にもありました職員配置についてもご意見をいただいておりますが、現段階では盛り込んでいない旨の考え方を示させていただきました。ご覧いただいた中でご意見等がありましたら、反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

少し補足させていただきます。

今回、77ページに上るガイドラインができ上がったわけですが、頂いた市民意見を拝見させていただくと、非常に細かいところまで、市民の皆さんが読み込んだうえでご意見をいただいていると感じております。また、今後このガイドラインをどのように生かしていくかという視点に立ったご意見が非常に多いと感じております。

市といたしましても、庁内周知を図り、頂いたご意見を十分に意識して取り組んでまいりたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。

ガイドラインのパブリックコメントをどのように実施したか、改めてお願いします。

○事務局

パブリックコメントにつきましては、あらかじめ定型の意見箱が各施設に備え付けられており、前回の審議会の際にお配りしたガイドライン（案）と合わせてご意見の記入用紙を用意し、そちらにご記入いただく方法と、市のホームページにも掲載しておりますので、ホームページを通じてご意見をいただく方法の二通りで実施いたしました。

○会長

ありがとうございます。かなり丁寧に実施したということですね。ただ今、事務局よりご説明いただきましたが、何かご意見等がありましたらお願いいたします。

○委員

今回、このガイドラインを策定するに当たり、公共の緑を対象にしていくということでしたが、市民意見では、私有地についてはどのようにしていくかという声も出ていたとのこと。私有地の緑に対しては、どのようにしていく考えなのか。

まずは、公共の緑を考え、取り組んでいくということは理解したのですが、公共の緑を育てていくというのは、1年や2年でできることではないですよ。莫大なお金もかかるし、長い年数が想定される中で、私有の緑はどのように考えていくお考えなのか。先送りにして、公共の緑を最優先にして、今現在は保留とするのか。どのようなお考えなのか、方向性をお聞かせいただければと思います。

○事務局

ただ今お話がありました、私有地の緑についてのご指摘でございますが、今回のガイドラインは、公共の緑の植生管理のガイドラインということで、まずは、市が管理している公園、緑地、街路樹、学校等の緑についてまとめてございます。市としましては、まずは公共の緑から取り組んでいくことを考えており、これを進めていく過程において、私有地の管理にも広がっていけばいいと考えております。

○委員

この答申を私も皆さんと一緒に市長に手渡しました。1ページも無駄にできることはありませんとお伝えし、市長も、わかりましたと受理していただきました。このガイドラインの最終目標、当然、半永久的に続けていくことになるとは思いますが、たとえば、この3年、5年とどのようなスタンスの目標でいるのか。漠然とこのままいくと、宙ぶらりんで、予算が足らないとかいろいろな弊害が出てきて、目的が達成できるのかどうか、私

は心配な点が多いです。スタンスとして、どの程度の年数をお考えなのか。第一段としてどこまでやるか、第2段としてどこまで、第3段としてどこまでやるというのが私には見えない状況であり、私有地についても、どのようになるのかというのも、バランス的にもつかみにくいし、どちらもうまく調和の取れないままなんとなく進んでしまうのがすごくもったいないと思いますし、それは避けなければならないと思っています。行政側でこのガイドライン（案）ができていますから、やる気というか、本気の意味を込めて、数字というか、目安として出していただけたらという思いがあります。

話が飛んでしまうかもしれませんが、私有地の緑というのは、行政側が携わっているものなのかを考えなければいけないかなと思います。個人の財産に対して、市がどうのこうのと言うべきなのかも考えなければいけない。今の所管の見解としては、公共の緑ありきでありながら、私有地の、個人の緑に対しても、共に緑を残すということで考えていかなければいけない。公共の緑の方向性がはっきりしない中で、個人のものに携わっていいのかどうか。あるいは、私は、もっと言えば、公共施設ありきでやりながら、個人の緑に関しては、市が口を出す問題ではないのかなと。まずは、自分の持っているものをきちんと示して、それに同調してもらいたいのですが、市の財産、緑をはっきりと提示をしないまま、個人のものについてもよろしく願いますというのは、いかがなものかなと思います。

まずは、公共の緑についてしっかりとした姿勢を示して、それに対して、私有地の地権者の方がどのような考えなのかを、もう一度確認をとってもらいたい。

そのような中で、私が強く思っているのは、緑地保護区域の今後の在り方です。

現在、市内には四十数カ所残っていて、税金をいただいていないというのが現状ですよね。緑を管理していただくという条件で、この四十数カ所、何十年も税金をいただかないで管理を任せている。ただ、地権者の方の考えと行政の考えにあまりにも開きがあることがはっきりわかりました。現在、多摩湖町で緑地保護区域が5カ所残っており、地権者のところに伺い、お話を伺ってまいりました。ここでいうべきことかわかりませんが、私に近い、良くしていただいている方々のところです。私から見ると、その場所は管理が行き届いていないです。地権者の方にどういうお考えか伺いましたら、それぞれみなさん、自分のところはしっかりやっていると。お隣さんはろくに管理をしていないけれども、うちぐらいしっかり管理をしているところはないという見解です。私からすれば、どこも責任を持ってやっているとは思えない状況です。そのような中で、行政に対してどのようなお考えかをお伺いした時も、行政側は一切協力的でない、何も言ってこない。年に一回、手紙をよこして、アドバイスもお礼も何もない。いつまでやらせるのかという口調

です。結構厳しいです。ありがとうございますではなくて、市は何もしてくれないと。そういうことを言われています。緑を残してもらおうということで、市はお金の面で協力をしている。地権者の方々は、税金を払わない代わりに、緑を管理して、市に協力しますというのが本来の協力関係にあるのですが、どちらもそれが成り立っていないというのが現状です。平成11年には六十五カ所くらいあったのが、今現在は、43カ所と減ってきています。いずれは、相続とかでどう考えてもなくなる緑です。相続をまたがって緑を残すという意向の方は、私が知る限りおりませんので、近い将来、宅地化になるか、何らかの開発が入り、緑がなくなると。相続の間の緑と分かっている、このまま免税としていっていいのかどうか、私はすごく疑問に思います。東村山独自の条例で制定して、協力しながらやってきた。あまり他市にはこういう事例はおそらくないと思います。他市であろうがなかろうが、東村山市の地権者の方たちの考えと行政の考えに開きがあるので、もう一度考えなければいけないのではないかと思います。加えて、このガイドラインを進めていくうえで、はっきり言って予算が足りないです。ガイドライン（案）ができて、これから進む中において、今回の予算でも、特別についた予算というのは、はっきり言ってありません。方向性として、本当にやる気があるのかどうか、すごく疑問です。緑を守るのであれば、とれるはずの緑の部分から必要なものはいただいて、緑を生かすための資金として、予算として考えていくべきだと思います。

○会長

重要なご指摘だと思います。私有地をどのように考えていくかというのは、市の広がりの中で考えた場合に非常に重要な位置にあります。今回は、公共の緑だけを対象にしたということで、これはそのまま進めればいいのですが、市全体を見るという視点も残しておく。先ほど、事務局がおっしゃったように、まずは公共の緑を進めていきながら、私有地も進めていくという視点も大事なことだと思います。

それから、税金に関しては、何を基準として管理しているとするのか、管理していないとするのかという部分がポイントだと思います。たとえば、斜面にある林は、管理として伐採したとしても、土砂崩れを起こしたのでは意味がないですし、平坦地では、下草刈りをしないで常緑が減ってきたので管理していないとする、という話になるので、その場所の緑がどうあるべきなのかを知るために、このガイドラインを策定する前の段階でそれぞれの緑について議論しました。そして、市の緑としてはこのようにしていきましょうというような大筋を答申したわけです。ですから、今度は、一つ一つの場所で、この場所はどうかあるべきかという、より細かい議論になっていくわけです。この部分で先の委員がおっしゃった部分は関わってくる内容だと思います。

なくなる緑というのは、残念ながら現実的にあると思います。でも、ある間はなんとかいい状態にしておくというのは大きな意味で市の責任だだと思います。あくまでも個人所有なので大きくは関われないと思いますが、そのあたりで、所有者との関係構築を進める必要があると思います。

それから、ご指摘のあった、今後ガイドラインをどのように進めていくのかということに関しても、大事なご指摘だと思います。

市の中では様々な所管で緑の管理をしていて、街路樹、学校とそれぞれ管理している所管が違うので、どのように調整していくかがポイントになるかと思います。

○事務局

まさに、今、会長がおっしゃったとおりでございまして、この審議会に、「公共の緑の植生管理のあり方」について、諮問させていただいた理由というのがその部分でして、今までは、公共の緑でも、学校は学校所管、公園は公園所管、保育園は保育園の所管と、それぞれの所管がその場所にある緑について剪定なり伐採なりの費用を予算化して行ってきました。しかし、われわれ職員も専門家ではありませんので、それぞれの所管でまちまちな対応をしているという現実があり、公共の緑をどのように維持管理していくかという、誰が見ても一定の方向性が保てるようなものが必要なことから緑化審議会に諮問させていただき、答申をいただいたわけでございます。その結果、ご案内しているガイドライン（案）ができたという経過でございます。

先ほど、委員より予算に反映されていないとのお話ございましたけれども、次年度の予算編成時期というのが、10月頃であり、ガイドライン（案）ができる前であります。従いまして、29年度の予算編成に向けては、各所管がガイドラインに沿った管理をしていくためには、どのような予算が必要かということを確認し、予算編成に当たっていくこととなります。

また、具体的な庁内への周知の方法につきましては、まず、理事者と部長職で構成する経営会議において私より説明させていただき、その後、ガイドラインに沿った維持管理が行われるよう、担当より各所管へ個別に説明していくこととなります。個別に計画が必要であれば、個別の計画を作りながら対応していく、このような形で庁内周知を図ってまいりたいと考えております。ガイドラインのアクションプランでは、早期にやらなければならない危険木の対応や、定期的な管理作業を挙げており、また、すかし剪定等の具体的な剪定方法も記載しておりますので、ガイドラインを参考に維持管理を行っていくこととなります。また、剪定作業等を緑化組合にお願いすることも多いことから、緑化組合の方にも、市の考え方としてお伝えさせていただいただけましたらありがたいと考えております。

○委員

予算要望として、今までの要望と比べ、今回ガイドラインができることによって、どのくらいの予算が確保できるのですか。

○事務局

予算要求につきましては、各経費の積み上げになります。ガイドライン策定に当たり、各施設の樹木調査をしておりますが、場所によって状況がかなり違いますことから、これらの確認を行っていかねばどのくらいの費用がかかるかというのがわかりませんので、そのうえで経費の積み上げを行い、その額の予算要求を行い、さらには、全体予算がありますことから、全体予算の中でこちらの経費にどれだけ充当できるのかという判断がありますことから、現時点でお示しすることはできません。

○委員

おそらく、相当の額が必要になるとと思いますが、現在の配分から考えると、十分な予算を配分することは難しいと思います。限られた予算の中で、毎年度緑に対して十分な予算を要望したとしても難しいと思います。このようなことから、先ほどお話ししましたけれども、お金の入りのほうも考えなければいけないのではないかと。緑を本気で守っていくということであれば、この緑化審議会の中でも考えていかねばいけないのではないかといい気持ちでお話をさせていただいています。

要望に近い予算が確保できるという見通しがあるのであれば、何も心配はないのですが、ガイドラインが無駄になるのが一番困ります。これだけは絶対に避けなければならない。予算は必ずつけなければならないと思います。予算が足りないというのが今からわかっていて、黙っていることはできません。おそらく、各所管において必要な予算は膨らんでくると思います。それがわかっていながら、どこからお金を持ってくるかということもこの中で考えていただきたい。そこで、緑地保護区域の見直し、審議会のなかでどのような扱いにしていったらいいのかということも考えていただきたいという思いです。

○会長

経費に関しては、確かに考える必要があるとは思いますが、そのことが私有地の話に連動するかは別の問題だと思います。やれるところからやっていくということも一つだと思いますので、特に危険が指摘されている樹木の確認や、他所管との相談を行っていただければと思います。残念ながら、担当所管は専門家の集団ではありませんので、議論が深まらない部分もあるかとは思いますが、この審議会にご相談いただき、先の委員の心配事が解決できるように進めていっていただければと思います。そのためのお手伝いであればここにいるみなさんは協力していただければと思いますので、ぜひ進めていっていただければ

と思います。

○委員

先の委員のご意見は、とてもいいご意見だと思いますが、すべては、昭和48年に制定された緑の保護と育成に関する条例がベースにあり、民有地の緑地保護区域や、生垣造成の際の補助等を行い、民有地の緑を守っていこうということです。今の一番の焦点は、緑地保護区域の所有者が現在どのように思っているかということで、一定の時期には確認しなければならないと思います。指定段階では、おそらく当時の所有者の方は、将来の相続の際には市が買い取ってくれるという思いで、指定の申請をされた方がたくさんいるのではないかと思います。ところが、実態は、緑地保全基金は現在5億円程度しかないので、優先順位を考えながら取得する位置づけを行うことも必要ですし、先ほどは多摩湖町の所有者のお話がありましたが、他の所有者の方はどのように思っているかという部分もありますので、時間をかけて所有者の意向を把握して、今後のことを考えていかなければならないと思います。この場所だけで、管理経費を生み出すために、現在減免しているものをどうするかというのは、歴史的な経過もありますので、そのあたりを整理したうえで考えていかなければ難しいと思います。

一方で、緑地があるということは、二酸化炭素の削減等、環境対策の側面もあります。やはり一番は税制度だと思います。相続税の税制度でやむなく減少してしまう部分もあります。当時の指定から相当年数が経っており、所有者の代替わりも当然ありますことから、所有者のお考えを再度お伺いする時間も必要なのかなと思います。

○委員

私の知っている中では、免税もしていただいて、なおかつ、土地を市に買っていただいている方もいます。もう少し意識を高く持っていただかないと困ると思います。やはり、意識がかけ離れていますので、私は3人の地権者の方にしかお話を伺ってはおりませんが、時間が許すのであれば、残りの地権者の方にもお話を伺いたいです。残していくことを前向きに考えている方がいることも信じたいですし、仕方なく手放すならしようがありませんが、初めから残すことを考えていない方々に対して行う処置ではないと思います。

あまりにも温度差があるので、このままにしておくのはよくないという思いがあります。

○会長

先の委員がおっしゃられた、緑地保護区域の所有者の方と意見交換し、現状を伺いながら対応していくことは、ぜひ事務局の方で進めていただくと。税の問題に関しては、こっただけで解決する問題ではありません。

これまでの議論で、私有地の緑をどのように考えていくかという議論になりました。また、これまでの経緯をどのように考えるかという問題提起から、どこかで考えるべきだと。そして、段階的にどのように進めていくかを考えていく必要があるというご指摘です。それから、税は税でも、相続税が非常に大きいと思います。大分前になりますが、物納ができなかったのを新聞記者がかけ合い、物納が可能になったという話を聞きました。また、物納をするにしても木を伐採し、更地にして物納してくださいという話だったそうで、緑を残そうという国民の意識があるのに、それはおかしいのではないかという動きになったそうです。その結果が今に繋がっているのだと思いますが、具体的にどのようにすればそれが可能なのか、そのあたりも確認ができればと思います。

他にご意見等はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、その他として、事務局よりお願いします。

○事務局

それでは、ただ今の議論にもありましたけれども、策定後の周知の方法について改めてご説明させていただきます。

ガイドライン策定後、まずは全庁的に内容を理解していただき、各施設管理者が共通認識に立つことが一番必要であると認識しております。従いまして、先にお話ししたとおり、まずは経営会議において説明し、部長職間で共通認識を持っていただくのが第1段であります。そのうえで、次長職、課長職とおりますことから、順次、事務局の方から丁寧に説明を行ってまいりたいと思っております。このガイドライン策定に当たり、樹木の調査を行い、樹木の位置図等も作成しておりますことから、各施設管理者の課長以下の方にこの樹木位置図をお渡しするとともに、調査の内容と結果を直接お伝えさせていただこうと考えております。各課長職が認識することにより、下位の係長職、担当までつながるものと考えております。まずは、そのような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

今回のガイドライン（案）をご覧いただいた中でも、アクションプランという形で記載しており、基本的には、このアクションプランに基づき、実施してまいりたいと考えております。あわせて、各施設管理者においても専門家ではありませんので、ガイドラインの中に解説資料ということで、具体的に基礎知識に関する資料を盛り込んでおり、また、用語の説明等も記載してありますので、施設管理者においても理解を深めていただけるものと考えております。

引き続き、緑化審議会の答申にもありましたとおり、PDCAサイクルをうたっており、スムーズにスタートが切れるように、情報共有を行っていきたくと考えております。

○委員

今のお話にぜひ加えていただきたいのですが、これは現場で実際に携わっている市民の方たちのマニュアルにもなると思います。したがって、関係団体等にも早い段階で積極的に提供すべき情報であると思いますし、フィードバックも何かしらの方法で行っていただきたいです。今、自分が携わっているのは恩多稲荷公園ですので、隣の稲荷神社の氏子の方たちもお年を召されており、お手伝いをする状態まで活動を拡大しており、これはほかの市でも同様のことがあるのではないかと思います。代々神社を守ってこられてきた皆さんが年を取ると徐々に放置された雑木林の状態に近づいてしまうので、ある意味、神社というのも、複数の市民の所有の民地という扱いになると思います。体を使い、きれいに手入れをしたいと、そのようなことを行っていたく方々もぜひ活用すべきではないかと思います。

○会長

とてもいいことですね。一部のものだけではなくて、広く活用ができればいいと思います。注意しなければならないのは、この場所をどのようにしていくのかということをしっかり考えていかなければいけないということです。それは、個々に行っていたくのではなく、市全体としてはこのように考えているという意思表示を、行政が示さなければまちまちな形になってしまうと思います。せっかくいいものができたので、そのあたりをしっかりお伝えできればいいと思います。

○委員

一点、今回、5,160本の木を調査したわけですが、この中で、学校の占める割合が、1,941本と一番多いと思います。先ほど、専門家もいないというお話もありましたけれども、いろいろな所管と連携をとらなければいけないということで、子どもたちの情操教育にもなりますし、緑があることで二酸化炭素の削減になり、再生可能エネルギーという部分で、循環型にしていくことが必要であると思いますので、教育の部分がすごく難しいとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長

とても大切なお提案ですね。学校の緑に関しては、強く剪定する部分としなくても良い部分をきちんと分けて議論をしておかなければならないと思ひますね。

○委員

いいガイドラインができたと思っておりますが、東村山市の緑を守ることに関しては、この基本計画がありますので、この計画にどのような形で落とし込んでいくのか。この計画は32年までの最後の5年間に当たります。この計画はどのようなスパンで見直しを行っていくのか。レインボープランや生涯学習計画等は毎年度見直しが図られると思いますが、こちらはどのように見直しが図られているのか。また、ガイドラインの内容をこの基本計画に落とし込んでいかなければ、ガイドラインができたからこれに沿って管理を行ってくださいと言っても、個別の計画を上げるのは難しいと思います。先の委員からご指摘がありましたけれども、予算の面でも、答申を受けてこのガイドラインができていますので、ある程度の予算が組まれていても本来であればおかしくないと思います。諮問を受けて答申が出されるというのは分かっていたわけです。予算も限られているので、優先順位をつけて、まずは危険木からというのであれば、どこか1カ所だけでも危険木対応の予算をつけていただくという形で、一つ一つできることから具体的にお示しいただかないと難しいのかなと思います。いいものを作ったからこそ、絵に描いた餅にしないために、きちんと実施計画を立てて実行していただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。事務局より何かありますか。

○事務局

ただ今、みどりの基本計画2011についてお話しがありましたが、このなかで重点施策として位置づけている多摩湖緑地の公有地化について、具体的には、平成28年度の取り組みとして、先の議会で予算審議を行っていただき、用地取得費の予算を議決していただきました。私共としましては、みどりの基本計画とガイドラインを並行して進めているところでございます。

○事務局

少し補足をさせていただきます。みどりの基本計画については、今お話しさせていただいたとおりでございます。具体的に、予算や計画を含めて、市の計画にどのように位置づけていくかという部分では、市の最上位計画である総合計画において、3年間の実施計画について、毎年度ローリングを行いながら作成しております。この実施計画のなかに、具体的な年度や取り組み、予算額を含めて示しており、その実施計画の中で、この基本計画に掲げているものについてもきちんと計画的に進めていることはお示ししております。この進捗管理のなかで、来年度やその先を見据えた取り組みを行っているところであり、みどりの計画の中で一つ一つ実施計画を立てていくという考え方もあるのですが、重なってしまう面もありますので、総合計画における実施計画の中で3年間の計画を立てて実施

しているところであります。

○会長

ありがとうございました。

その他、事務局よりありましたらお願いします。

○事務局

次回の、平成28年度第1回の審議会につきましては、6月下旬から7月上旬に開催したいと考えております。通知については別途ご案内させていただきます。

○会長

本日の議題は以上となりますが、委員の方から質問等はございませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、以上で第3回の東村山市緑化審議会を閉会いたします。

5 閉会